

## 救急医療に関する法制度・規制（1/3）

投資形態	項目	根拠法令	法令の主な内容・現況等	許可者等
	設立方式の選択	会社法*1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国企業が投資する場合に必ずしも外国投資法によらなければならないわけではない。</li> <li>・ミャンマー投資委員会(MIC)の許可を得ず、国家計画経済開発省・投資企業管理局から営業許可を受ける。</li> <li>・設立時最低資本金は、サービス業（クリニック、病院、救急搬送）の場合、5万米ドル</li> <li>・現地会社に1株でも外国資本が出資されるとその会社は外国企業となる。尚、「外国資本による株式保有を禁止」している定款の会社が多いので確認が必要。</li> </ul>	国家計画経済開発省・投資企業管理局
		外国投資法*2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー投資委員会に投資申請し、外国投資法に基づく投資認可を受けた上、国家計画経済開発省・投資企業管理局から営業許可を受ける。</li> <li>・設立時最低資本金は、サービス業（クリニック、病院、救急搬送）の場合、30万米ドル</li> </ul>	国家計画経済開発省・投資企業管理局
クリニック	クリニックの定義	クリニックの定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健省（Ministry of Health）に確認したところ、15床以下であればクリニックと考える旨の回答を得た。調査した限りにおいては、クリニックに関して定義している法律は確認できない。</li> </ul>	保健省
	ミャンマー投資委員会通達（JAN 2013）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国投資法に基づき2013年1月31日に公布されたミャンマー投資委員会通知2013年1号（以下「MIC通知」という。）の関係省庁の推薦があれば許可される経済活動リストに、病院及びクリニックに関する規定がある。同リストによれば、「10-1. Private hospitals, specialist hospital/clinics」及び「10-2. Government-Private joint hospital/clinics」の投資要件は、保健省の推薦とされ、「10-3. Government-Foreign investment hospital/clinics」の投資要件は保健省の推薦及び政府との合併とされている。</li> <li>・外国のクリニック/病院が進出する場合、現状では、リストの10-3の投資要件、即ち、保健省の推薦を得て、政府との合併という形態が要求されている。この場合の外国資本比率の上限については、事前にMICに確認する必要がある。</li> </ul>	国家計画経済開発省・投資企業管理局
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、保健省及びMICから得た情報によると、上記のMIC通知により投資要件については改正作業中であり、改正の晩には、外国のクリニック/病院が、ミャンマーの内資会社との合併によりクリニック/病院を設立することも可能となる予定であるとのこと。</li> </ul>	保健省

## 救急医療に関する法制度・規制（2/3）

投資形態	項目	根拠法令	法令の主な内容・現況等	許可者等
投資形態	病院	病院の定義	・保健省に確認したところ、16床以上であれば病院と考える旨の回答を得た。調査した限りにおいては、病院に関して定義している法律は確認できない。	保健省
		ミャンマー投資委員会通達（JAN 2013）	・上記クリニックに関する回答を参照	国家計画経済開発省・投資企業管理局 保健省
	救急搬送	救急搬送の定義	・調査した限りにおいては、救急搬送に関して定義している法律は確認できていない。どのような場合が外国投資法上の「救急搬送」に該当するかについては下記を参照する。	ミャンマー投資委員会
		ミャンマー投資委員会通達（JAN 2013）	・外国投資法に基づき2013年1月31日に公布された国家計画経済開発省（Ministry of National Planning and Economic Development）通知2013年11号（以下「外資法施行細則」という。）の別紙（1）国民にのみ認められた経済活動のサービス業の一つとして、救急搬送（Ambulance Transportation Service）が挙げられている。即ち、外資法施行規則によれば、救急搬送はミャンマー国民のみが従事できる業務となる。  ・MICに対して「救急搬送」の意味を確認したところ、病院を持たずに救急搬送を行うことを指すとの回答を得た。言い換えれば、病院自身は、外資法施行規則の規定にかかわらず、病院業務の一環として救急搬送を行い得るとのこと。	ミャンマー投資委員会
医師	日本での医師免許を保有している者がミャンマーで医療行為を行うことについて	根拠法令	・外国人医師は、Myanmar Medical Councilに対して、ミャンマーにおいて医療行為を行うためのライセンスを申請することが可能である。当該ライセンスの有効期間は3ヶ月間であり、ライセンス料としてUSD1,500が必要となる。延長は可能。  ・また、外国投資法に基づき病院を設立する際に外国人医師がこのライセンスを申請する場合には、最長1年の有効期間を得ることが可能。 ・上記のライセンスを取得すれば、外国人医師であってもミャンマーにおいて医療行為を行うことが可能となる。ライセンス申請のための必要書類は以下のとおりである。 1. Curriculum Vitae of Foreign Doctor, (3) Photos, Valid Good standing Certificate. 2. Curriculum Vitae of Follow Up Doctor from Myanmar, his/her Registration License, Medical Degrees or Certificates 3. Application letter to Ministry of Health and Myanmar Medical Council 4. Copy of License of Hospital/ Clinic in which the Foreign Doctors will work 5. Any other documents asked by Myanmar Medical Council while they are scrutinizing the application	Myanmar Medical Council
		二国間協定制度（医師免許互換承認制度）	協定内容	・Myanmar Medical Council及び保健省に確認したが、医師免許に関する二国間の協定は聞いたことがないとの回答。

## 救急医療に関する法制度・規制（3/3）

	項目	根拠法令	法令の主な内容・現況等	許可者等
看護師	日本での看護師免許を保有している者がミャンマーで看護行為を行うことについて	根拠法令	<p>・保健省に申請し、当該申請書類は看護師協議会に転送される。看護師協議会が承認すれば、保健省から許可があり、ミャンマーにおいて看護行為を行うことができるライセンスを取得できる。</p> <p>・ライセンスの有効期間については、これまでは数日や1週間といった短期の申請以外に申請されたことがなかったため、長期の申請については、具体的申請がなされた際に改めて検討されるとの回答を、看護師協議会より得た。</p>	Myanmar Midwife and Nurse Council
救命士	救命士	根拠法令	<p>・調査した限りにおいては、救命士の資格は法律上確認できず、保健省からも救命士に該当する資格はない旨の回答を得た。</p>	保健省
医療機器輸入	日本製医療機器の輸入	根拠法令	<p>・他の物品と同様に、医療機器の輸入には、輸入ライセンスを取得する必要がある。外国投資法に基づき病院を設立する場合には、最初の設立に関する必要書類において輸入する機器のリストを提出する必要がある。</p>	ミャンマー投資委員会
医薬品輸入	救急車に搭載する医薬品（キシロカインゼリー、消毒用エタノール、エビネフリン等）の輸入		<p>・他の物品と同様に、医薬品の輸入には、輸入ライセンスを取得する必要がある。しかし、医薬品は医療機器と異なり、外国投資法に基づき病院を設立する場合においても外国企業が輸入することはできず、そのため、ミャンマー会社を代理店とする等の方法により、ミャンマー会社を通して輸入することとなる。</p> <p>ミャンマー会社を通して輸入する場合も、医薬品の輸入は他の物品と異なり、輸入ライセンスを取得する前に以下の手続きを経る必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ミャンマー商工会議所連合会（Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry:UMFCCI）のうち 薬品協会に会員として登録し、Drug Registration Certificate(DRC)を取得する必要がある。DRCを取得するために提出が必要なものとして、輸入予定の医薬品の見本、医薬品の成分等の詳細、医薬品会社の Ministry of Health, Department of Health, Food and Drug Administration (FDA) Approved Certificate、医薬品会社からの Power of Authorization等がある。</li> <li>2. FDAに対し、Drug Importation Approval Certificate (DIAC)を取得するための申請を行う必要がある。この際の必要書類は、輸入を希望する医薬品が既にミャンマーにおいて流通している医薬品と同種の医薬品であるか否かにより異なる。同種か否かの判断については、事前に輸入を希望する医薬品に関する情報をFDAに提示した上、FDAの判断を仰ぐ必要がある。</li> </ol> <p>FDAが2012年7月に発行した「A Guideline on Drug Registration Application」にDIACを取得するための必要書類の詳細が記載されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. UMFCCIの薬品協会に対して、輸入を希望する薬品の輸入価格を決定してもらうための申請を行う必要がある。</li> <li>4. 最後に、他の物品と同様にMinistry of Commerceに対して輸入ライセンスの申請を行う。</li> </ol>	Ministry of Health, Department of Health, Food and Drug Administration (FDA)
救急車輸入	日本製救急車の輸入	根拠法令	<p>・左ハンドル車輸入規制について</p> <p>商務省（Ministry of Commerce）に確認したところ、来年度は、一般車の新車輸入については左ハンドル型の車のみ輸入が認められる。しかし、救急車については、新車であっても左ハンドル型の車のみならず、右ハンドル型の車であっても輸入可能との回答を得た。中古車については、1997年以降の車であればならないとのこと。</p> <p>なお、救急車についても、医療機器と同様に、外国投資法に基づき病院を設立する場合には、最初の設立に関する必要書類において輸入する車両のリストを提出する必要がある。</p>	Import Section (Ministry of Commerce)

\*1 : Myanmar Company Act

\*2:Foreign Investment Law

出所) ミャンマー投資委員会通達 No1、2013年1月

出所) 現地法律事務所調査、2013年12月